

# 公益財団法人岡山県体育協会表彰規程

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会定款第4条第1項第6号に規定する表彰事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰の対象は、次のいずれかに該当する個人又は団体であって、岡山県における体育・スポーツの普及振興に寄与したと認められるものとする。

## (1) 功労者

- ①公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）において副会長以上の役員として2期4年以上尽力し、その功績が顕著である者（ただし、現職者は除く。）
- ②本会において通算10年以上役員又は委員会委員として尽力し、その功績が顕著である者であって、表彰を行う年度（以下、「当該年度」という。）の初日において満65歳に達しているもの（ただし、現職者は除く。）
- ③本会の加盟団体において通算15年以上役員として尽力し、かつ、副会長以上の役職を経験した者であって、当該年度の初日において満65歳に達しているもの（ただし、現職者は除く。）
- ④本会の加盟団体において通算15年以上体育・スポーツの振興または地域において生涯スポーツの普及・振興に尽力した者であって、当該年度の初日において満60歳に達しているもの  
（公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等）
- ⑤国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算25回以上、次のいずれかの立場で参加したもの  
本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員は除く）  
なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも1回とみなす。
- ⑥その他、会長が特に認めた者

## (2) 優秀指導者

- ①本会の加盟団体において通算15年以上指導者として選手の育成指導に尽力し、国際大会に選手を出場させた者
- ②本会の加盟団体において通算15年以上公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者として尽力し、選手育成に功績のあった者
- ③国民体育大会において3位以内の入賞選手を引率した監督

## (3) 優秀選手

対象年度における国際大会又は全国大会等において、次に掲げる優秀な成績を収めた個人又は団体。なお、個人にあつては、岡山県出身、在住、在勤、在学、在学した者又はふるさと選手登録の者とする。

### ①国際大会

大会名	順位
オリンピック競技大会、アジア競技大会（JOC派遣に限る）、世界選手権大会（ジュニア、マスターズ等は除く）、ワールドカップ	<u>8位以内</u>
上記以外の国際大会	<u>3位以内</u>

②全国大会

大会名	順位
国民体育大会	<u>3位以内</u>
公益財団法人日本体育協会加盟中央競技団体が主催し、共催し、主管し、又は後援する全国大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国大会、全国中学校体育大会、JOCジュニアオリンピックカップ等	<u>1位</u>
競技団体が公認した世界新記録又は日本新記録の樹立者	—

(4) 優良団体

自主的活動によって本県のスポーツ振興または地域において生涯スポーツの普及・振興に顕著な功績を収めたスポーツクラブなどの各種団体

第3条 表彰は、毎年度1回行う。

第4条 表彰に当たっては、表彰状を授与するものとし、記念品を付与することができる。

第5条 表彰の対象となる候補者は、本会の加盟団体又は本会の理事会若しくは事務局から推薦するものとする。

第6条 被表彰者の選考は、会長が委嘱する委員をもって構成する選考委員会が行う。  
2 選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

第7条 この規程に定めるほか、表彰の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年9月17日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 3 この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年1月26日から施行する。